

令和4年 第3回  
喜茂別町農業委員会総会 議事録

(令和4年4月26日 開催)

公表用

喜茂別町農業委員会

## 喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月26日（火曜日）午後5時00分 開会  
午後5時40分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（9人）

会 長	9番	内 尾 勝 稔
職務代理人	1番	前 田 昌 明
委 員	2番	行 天 雄 也
	3番	渡 辺 雄 一
	4番	越 後 功
	5番	笠 井 孝 一
	6番	菊 地 光 男
	7番	齊 藤 信 一
	8番	辻 野 始

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3 報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第4 議案第1号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
第6 議案第2号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
第7 議案第3号	令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	大 元 真
事務局 次長	大 迫 尚 樹
係 長	大 平 菜 央
主 事	平 手 大 貴

## 7. 会議の概要

・午後5時00分 開会

議長 (内尾会長)	<p>定刻となりましたので、これより、令和4年第3回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の出席委員は9名中9名であり農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において、行天雄也委員、菊地光男委員の両委員を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p>日程第3 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので報告いたします。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>以上、報告第1号の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p> <p><b>【挙手あり】</b></p> <p>4番、越後委員</p>
越後委員	<p>別紙詳細図を見ると、対象地の周りはほかの方が所有している土地ということでしょうか。</p>
事務局	<p>周りの土地については、法人名義の土地であります。</p>
議長	<p>ほかにありませんか。</p> <p><b>【なしの声あり】</b></p> <p>質問等がなければ異議なしと認め、報告第1号は議案のとおり承認することと決定いたします。</p> <p>日程第4、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、議長を1番前田昌明会長職務代理に交代します。</p>
議長 (前田代理)	<p>事務局より説明願います。</p>

事務局

●議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてご説明いたします。

農地等の貸借権を合意解約した旨の通知書の提出があったので、通知の可否についてお諮りするものです。

議案第1号別紙をご参照ください。

(別紙により説明)

以上で、議案第1号の説明を終わります。

議長

事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

【挙手あり】

4番、越後委員

越後委員

詳細図を見ると、所有地の間に所有権のない土地があるが、国の土地という認識でよろしいでしょうか。

事務局

お見込みのとおり、地目としては河川敷地です。

越後委員

このような状況はあちこちにあると思いますが、国の土地の買い取りなどの傾向はありますか。

事務局

国が調査を行い、地先の方への売買という事例はあります。

議長

ほかにありませんか。

【挙手あり】

8番、辻野委員。

辻野委員

この土地は■■■■が中間管理機構に貸して、■■■■が借りているということですか。

事務局

中間管理事業を活用して賃貸借をしている案件です。

議長

ほかにありませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ、異議なしと認め、議案第1号は議案のとおり承認することといたします。

ここで、退席された委員は着席願います。

退席された委員に報告します。議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認については承認されました。

それでは、議長を交代いたします。

議 長 (内尾会長)	<p>日程第5、議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第2号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 議案第2号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてご説明いたします。</p> <p>本件については、農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条第1項の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況や、その他農業委員会における事務の実施状況についてインターネット等での公表が義務づけられたところであり、公表については、平成28年3月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、年度ごとで目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、活動計画を策定することとなっているため、今回決定したく議決を求めるものであります。</p> <p>なお、決定内容については、都道府県を通じて農林水産省に報告するとともに、全国農業会議所において、全国の農業委員会の活動状況等を一括してホームページで公表することとなりましたので、送付することとしております。</p> <p>それでは説明に入ります。 (読み上げて説明)</p> <p>以上で、議案第2号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>【挙手あり】</p> <p>5番、菊地委員。</p>
菊地委員	<p>新規農業者の参入促進について、喜茂別町の取り組みや支援をPRしていく必要があると考えるがいかがか。</p>
事務局	<p>政策的なところが大きいと思うため、町長部局とも連携して促進PRなどを行い活動していければと考えています。</p>
議 長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>4番、越後委員</p>
越後委員	<p>喜茂別に現況で田があるが、稲作をしているということでしょうか。</p>
事務局	<p>田という地目はたくさんあり、水田農家は1件存在しており、1ヘクタール未満であることから表記しているところです。</p>
議 長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等がなければ、異議なしと認め、議案第2号については議案のとおり承認することといたします。</p> <p>日程第6 議案第3号「令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を</p>

議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

●議案第3号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

議案第3号、令和4年度最適化活動の目標の設定等案についてご説明いたします。

本件の説明に入る前に、この目標設定等の趣旨等につきましてご説明いたします。

これまで、各農業委員会において活動の目標と活動の成果及び評価について、総会で審議し公表してきたところですが、このたび、これまでの運用を改め新たな通知が発出され、4月1日より施行されたことに伴い議決を求めるものです。

なお、決定内容については都道府県を通じて農林水産省に報告するとともに、全国農業会議所において、全国の農業委員会の活動状況等を一括してホームページで公表することとなりましたので、送付することとしております。

それでは説明に入ります。

(読み上げにより説明)

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長

事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何か、ご質問はございませんか。

【挙手あり】

2番、行天委員。

行天委員

新規参入の促進に関して、課題に、農地の空きが無い状況で新規就農者に対して農地を提供することができない、とあるが、遊休農地はあるという状態の中で、遊休農地はあるが新規就農者には提供できない理由というのは、なにかあるんですか。

事務局

遊休農地自体がどういう状態かというところもご理解いただきたいと思います。遊休農地が畑として利用できるのに空いているのか、畑として利用できないから放置されているのか、所有者は町内にいるのか町外にいるのか、ということもあるので、一概に遊休農地があるから新規就農者の農地になるというわけではないことをご理解願いたいと思います。

ほかにありませんか。

【挙手あり】

7番、齊藤委員。

齊藤委員

新規参入の促進について、課題とかいろいろな記載がありますが、農業委員が新規参入者の対応をする組織なのか、町内に対応する組織は別にありますか。

事務局

新規参入者の窓口としては、担い手育成センターというものがあります。センターが扱えるものとして、農地は農業委員会に相談しなければならないため、農業委員も積極的にかかわっていく必要があります。町だけでもできないし農業委員会だけでもできない、双方が協力してJAなどの関係団体も協力して新規就農者の受入について対応していきましょう、というのが主旨であります。

議 長	ほかにありませんか。 【挙手あり】 8番、辻野委員。
辻野委員	活動強化月間の設定については決定ですか。
事務局	事務局の案ですので、本総会でお認めいただければ農業委員会の計画として決定します。
議 長	ほかにありませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ、異議なしと認め、議案第3号については議案のとおり承認することといたします。  これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。 以上をもちまして、令和4年第3回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。

・午後5時40分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものであるが、内容に正確であることを証する。

令和4年第3回喜茂別町農業委員会総会

令和 4年 4月26日

喜茂別町農業委員会

会 長 内 尾 勝 稔 (印)

会議録署名委員 行 天 雄 也 (印)

会議録署名委員 菊 地 光 男 (印)